

2022年12月23日

最高裁判決を受けての対応について

先日、保証会社による追い出し条項等の有効性が争点とされていた訴訟につき、最高裁判決が言い渡されました。

問題となった以下の2つの条項はいずれも消費者契約法に違反するとして無効と判断されました。

- ① 3ヶ月以上の賃料滞納があった場合に保証会社が無催告で賃貸借契約を解除できる条項
- ② 2ヶ月以上の賃料滞納、その他一定の要件を満たした場合に、保証会社により明渡しがあったとみなすことができる条項

当社の立替払委託契約書および保証委託契約書につきましては、上記①②に該当する条項ないし類似の条項もございません。

従いまして、当社におきましては、今後も今まで通りのスキームで当社のサービスを提供させていただく所存です。

どうぞよろしくお願いたします。